

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 提案者は、この実証事業（以下「事業」という。）を行うに当っては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 提案者は、事業に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、事業が終了した後においても、同様とする。

2 提案者は、事業に従事している者に対し、当該事業に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 提案者は、事業を行うため個人情報を収集するときは、当該事業の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 提案者は、県の指示又は承諾があったときを除き、事業に関して知り得た個人情報を事の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 提案者は、事業に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 提案者は、県の承諾があるときを除き、事業を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 提案者は、事業のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）

について、県に指定する場所で行わなければならない。

2 提案者は、県の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から事業に関して取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 提案者は、事業を行うために県から提供を受けた個人情報が記録された資料等をこの事業の終了後直ちに県に返還する。

ただし、県が別に指示したときは、この限りではない。

(事故発生時における報告)

第9 提案者は、「個人情報取扱特記事項」に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに県に報告し、県の指示に従うものとする。

(調査等)

第10 県は、提案者が事業に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は提案者に対して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第11 県は、提案者が事業に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 提案者は、県の承諾があったときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。

2 提案者は、県の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、提案者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

第13 提案者又は提案者の従事者（提案者の再委託先又は提案者の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、事業に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、提案者はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、県が提案者に代わって第三者の損害を賠償した場合には、提案者は遅滞なく県の求償に応じなければならない。

(事業の中止)

第14 事業に関する個人情報について、提案者による取扱いが著しく不適切であると県が認めたときは、県は事業の全部又は一部を中止することができる。

以上